

## トピックス II

### 成人用肺炎球菌ワクチンの定期化について

川崎医科大学小児科  
中野 貴司

2014年10月1日から成人用肺炎球菌ワクチンが予防接種法に基づく定期接種（B類疾病）に導入された。B類疾病は主に個人の発病と重症化予防に重点が置かれている疾病で、自治体による積極的勧奨や被接種者の努力義務は課せられていない。高齢者におけるインフルエンザワクチンと同じ位置付けである。

接種の対象は、①65歳の者、②60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（インフルエンザの定期接種対象者と同様）であるが、①は平成31年度から実施の予定である。平成26年度から平成30年度までの間は、経過措置として、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者（各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者）を対象とする。また、平成26年度は、平成25年度の末日に100歳以上の者（平成26年度101歳となる者）を定期接種の対象とする。平成26年度の接種対象者について、年齢と生年月日を具体的に表に示した（表1）。

表1. 成人用肺炎球菌ワクチン経過措置対象者  
(平成26年度)

#### 平成26年度に各年齢となる者とその生年月日

65歳：昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生の者  
70歳：昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生の者  
75歳：昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生の者  
80歳：昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生の者  
85歳：昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生の者  
90歳：大正13年4月2日生～大正14年4月1日生の者  
95歳：大正8年4月2日生～大正9年4月1日生の者  
100歳：大正3年4月2日生～大正4年4月1日生の者  
101歳以上：大正3年4月1日以前の生まれの者

（参考文献<sup>1)</sup>より）

表2. 成人用肺炎球菌ワクチンの接種対象者・接種方法など	
【接種対象者】	
①	65歳の者（経過措置終了後の平成31年度より実施）。
②	60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（インフルエンザの定期接種対象者と同様。）。
	※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。 （発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。）
【接種方法】	
○	肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を使用し、1回筋肉内又は皮下に注射する。接種量（は0.5mlとする。）
【経過措置】	
○	平成26年度から平成30年度までの間は、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者（各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者）を対象とする。 例：平成26年度における65歳への接種については、平成25年度末日に64歳の者（生年月日が昭和24年4月2日～昭和25年4月1日の者）が対象となる。
○	平成26年度は、平成25年度の末日に100歳以上の者（平成26年度101歳以上となる者）を定期接種の対象とする。
【その他】	
○	既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とする。
○	平成31年度以降の接種対象者については、経過措置対象者の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討する。
○	当該疾病はB類疾病として規定する。
（参考文献 <sup>1)</sup> より）	

接種の方法は、23価肺炎球菌多糖体（ポリサッカライド）ワクチンを使用し、1回接種量0.5mlを筋肉内又は皮下に注射する。13価肺炎球菌結合型ワクチンは定期接種には使用しない。また、すでに23価肺炎球菌多糖体（ポリサッカライド）ワクチンの接種を受けたことがある者は対象外とする。

成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者と接種方法などについて、表2にまとめて示した。

#### （参考文献）

1. 第9回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（2014年5月13日）資料。「参考資料1 水痘・成人用肺炎球菌の接種対象者・接種方法等」<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000045754.html>